

国民健康保険からのお知らせ

●問合せ先 国保年金課国保係 ☎72-2111内線424・425 市役所本館 1階⑧番窓口

①平成26年度国民健康保険被保険者証を郵送します

平成26年度の国民健康保険被保険者証を簡易書留で郵送します。

配達期間

3月21日(金・祝)～**3月31日**(月)

※不在連絡票が自宅に届いた場合は、3月30日(日)

までは小郡郵便局で受取ができます

※3月31日(月)は小郡郵便局が再配達を行います

市役所での受取

4月1日(火)／午後**1時**～

※印鑑・本人確認ができる書類・委任状(世帯主以外が来庁する場合)をお持ちください

現在、高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの高齢受給者証の一部負担金の割合が「2割(平成26年3月31日までは1割)」となっている人は、4月以降も引き続き1割負担となる高齢受給者証を同封しています。

被保険者証の郵送に関する問合せ

3月17日(月)～31日(月)

小郡郵便局 ☎72-4494

4月1日(火)以降

国保年金課国保係 ☎72-2111内線424・425

市役所本館 1階⑧番窓口

②国民健康保険の加入・喪失届

こんなときは、14日以内に届出を！



国民健康保険の加入・脱退の手続きは、本人または家族による窓口での手続きが必要です。右記に該当する場合は、早めに市役所の窓口にお越しください。

※手続きによっては、免許証などで窓口に来た人の本人確認をさせていただきます場合があります。ご了承ください

加入・喪失の届出が遅れたら

- 国民健康保険の加入日は、届出が遅れた場合でも、転入日や職場の健康保険などの資格喪失日までさかのぼります。そのため、国民健康保険税もさかのぼって納めることになります。
- 国民健康保険の資格がないのに保険証を使って診療などを受けてしまったときは、医療費を返還していただくことがあります。

	こんなとき	手続きに必要なもの
小郡市の 国保に加入 するとき	市外から転入したとき 子どもが生まれたとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑 健康保険等資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑 保護廃止決定通知書
小郡市の 国保を やめるとき	市外へ転出するとき 加入者が死亡したとき	印鑑 国民健康保険証、医療証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国民健康保険証 職場の健康保険証、医療証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証 医療証、保護開始決定通知書
	市内で転居したとき 世帯主や氏名が変わったとき	印鑑 国民健康保険証、医療証
	修学のために市外へ転出する場合 ※修学のため引き続き市外転出をする場合は、 毎年度4月末までに届出が必要です	印鑑、国民健康保険証 在学証明書(または学生証)

③高齢受給者証の負担割合が変更されます

70～74歳の国民健康保険被保険者の窓口負担は、一定の所得がある人を除き、特例措置により1割とされていましたが、平成26年度から特例措置が見直されます。

見直しは、生活に大きな影響が生じないように段階的に実施され、平成26年4月2日以降に70歳を迎える人から特例措置がなくなり、負担割合が2割となります。

(この見直しは、国の平成26年度予算が成立することを前提としています)

対象	平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎える人(昭和19年4月1日以前に生まれた人)	平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人(昭和19年4月2日以降に生まれた人)
窓口負担	1割	2割 70歳の誕生日の翌月から(各月1日が誕生日の人はその月から)
	一定の所得がある人は3割負担 ※一定の所得がある人とは、住民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の人	
交付時期	国民健康保険被保険者証と併せて、3月下旬に簡易書留で送付(注1)	70歳の誕生日にお渡しします(各月1日が誕生日の人はその前月)

(注1)

3月下旬に高齢受給者証を送付するのは、現在の高齢受給者証の負担割合が「2割(平成26年3月31日までは1割)」となっている人が対象です。

「3割」の高齢受給者証には変更ありませんので、引き続きお持ちの受給者証をご利用ください。

(現在お持ちの高齢受給者証の記載)

一部負担金の割合	2割(平成26年3月31日までは1割)
----------	---------------------



(新しい高齢受給者証の記載)

一部負担金の割合	2割(特例措置により1割)
----------	---------------

④平成25年中の所得の申告はお済みですか？

国保税の算定や医療の給付を正しく行うために、お早目に所得の申告にご協力をお願いします。申告がない場合は、所得に応じた制度を適用できないため、医療費の自己負担限度額が高額になるなどの不利益が生じる場合があります。

申告に必要なもの

- ①平成25年の源泉徴収票または年間所得が把握できる書類
- ②印鑑
- ③所得控除(生命保険料など)の証明書類

申告場所

平成26年1月1日に市内に在住している人
⇒税務課市民税係(市役所本館1階⑤番窓口)
☎72-2111内線124・125

平成26年1月2日以降に小郡市に転入した人
⇒国保年金課国保係(市役所本館1階⑧番窓口)
☎72-2111内線424・425

申告の必要がある人

- ①世帯主
(本人が被保険者ではない場合も含む)
- ②被保険者
- ③国保から後期高齢者に移行した旧被保険者
※前年中に所得がなかった場合でも「ない」という事実を申告していただく必要があります

以下の人は申告の必要はありません

- ①すでに所得税の確定申告や市・県民税の申告をした人
- ②収入が給与のみで、給与支払報告書が会社から市役所に提出されている人
- ③収入が公的年金のみで、公的年金支払報告書が年金支払者から市役所に提出されている人(公的年金のうち、遺族年金・障害年金のみを受給している人は、支払報告書が市役所に提出されないため、申告が必要です)